時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

◎時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報

古に鑑みて今を省みよ

古來天下の政局に當りて一世の人望を博し後世に至るまで明君賢相の名を得たる人々の事業を見るに其一身上に就ては言ふ所と行ふ所と相反するのみならず其行ふ所と雖も同時に相表裡するみとさへなきに非ず若しも人と人との關係として論ずるときは自から欺き他を欺くものにして沙汰の限りなれども世間の人は單に之を咎めざるのみか其行の反すれば反するほど益す〱其徳を慕ふて之に服するは何ぞや蓋し社會人智の程度一様ならざるは俗に云ふ明目千人盲目千人の譬も啻ならず同じ明目の中にも視力の鋭きものもあれば鈍きものもあり又盲目の中にも感の善きものもあれば惡しきものもあり其幾千萬人の明盲を相手にして其心を失はざるは即ち政治家の事にして而して此微妙なる機關を操縦するは單に一人の手心に存するものとすれば言論行爲の同一に出づるは素より望む可きに非ず彼の英雄人を欺くとの言は畢竟ゐの邊の案排を言ひ現はしたるものならん人を欺くと云へば辭の意味も穩かならずして甚だ聞苦しけれども古來明君賢相の事蹟に就て天下經世の術を吟味するときは果して思ひ半に過ぐるみとある可し例へば水戸の義公の如き家康將軍以後徳川の治世三百年の間に空前絶後の豪傑として誰れ一人肩を並ぶる者なきは世間の公論に許す所にして我輩に於ても推賞する所の人物なるが扨その事業は如何と云ふに日本の歴史を編纂し君臣の大義名分を明にしたる等、當時の大經略一にして足らざれども天下一般の人をして其徳風を仰ぎ明君なり仁君なりとて感服せしめたるは一身に儉約を守りたる一事にして彼の有名なる西山の別莊の如き隱居後の隱棲とは云ひながら衡門茅屋、尋常百姓の家に異ならずして三十五萬石の堤封を擁し然かも御三家の一たる高貴の身分を以て斯る陋居に安んじたりとは其儉德思ひ見る可くして今世の人をして其遺蹟を訪ふものは自から肅然長歎の情なきを得ず况して當時に於ける藩臣領民の輩にして親しく其有様を目撃したるものは只管恐れ入りて益す〱君恩の難有きに感泣したるみとならん其儉德は啻に藩内の臣民を感化せしめたるのみならず今日に至るまでも天下一般民の景慕する所なれども公の能事は是れにて終りたるやと云ふに決して然らず府下小石川なる水戸藩邸内の後樂園は江戸第一の景勝にして三百諸侯多しと雖も斯の如き壯大なる庭園を有するものは蓋し稀なる可し而して其庭園は實に公が明人朱舜水の意匠に由りて經營せしめたるものなりと云ふ西山の質撲、後樂園の壯觀、兩々相對して等しく公の計畫に出でたりとは其行ふ所甚だ相反して一見、奇なるが如くなれども一藩の主人として治下の士民に臨むと天下の副將軍として四方の人傑貴紳に接するとは其心を用ふる自から別ならざるを得ず其別を知りて擧動を異にしたるは即ち公の公たる所以にして三百年間、空前絶後の名を專にしたるも偶然に非ざるなり獨り義公のみならず乃祖家康公の如きも德川の家風として質素儉約の一義に於ては最も心を用ひ既に將軍の職に就て天下の政權を掌握したる後と雖も衣服膳部都て粗末にして常に古足袋を棄てずして之を近臣に頒ち又は自から用ひたりと云ふ其注意の細なるに反し彼の名古屋城を經營するに當りては一双の金の鯱鉾を天主閣上に輝かして天下の耳目を驚かしたり又江戸城の如き一見したる處にて別に奇巧の觀なけれ共或る學者の說に據れば其幾十間四方なる面積内に人力を費して石を集めたる其石の多きは古今無比にして此一點に於ては世界に有名なる萬里の長城、埃及の三角塔も遠く及ばざる所なりと云ふ誠に辻褄の合はぬ談にして小兒の戯に似たれども戯と知りつゝ尚ほ之を行ふ英雄の心事自から餘裕あるを見る可し顧みて今の政局に當る老政客の擧動を見るに啻に言行一致のみならず其行に就ても陰陽表裡の別あるみとなし心事の潔白單一なるを示すものにして君子の爲に恥ぢざるは我輩の感服する所なれども唯夫れ潔白單一なるが故に社會複雜の人心に投ずるみと能はずして君子の行も却て衆人の感服を得ざるが如し例へば衣食住の事にしても内外表裡の別を分たずして徒に奢侈贅澤の實を世間に表し又爵位勳等の如き朝廷の寵遇に關する特典を公私共に通じて一般の社會に其光を輝かすなど一身の行としては終始一貫内外一致、自から省みて疚しからざるみとならんと雖も社會の衆心には唯羨望の情を起すのみにして他をして泣かしむるの妙處なきを如何せん單に一君子の行として見れば正直一偏他を顧みざるも左るみとなれども苟も政治家たる人が自から之に安んじて怪まずとは其心事の餘り單一なるに驚かざるを得ず政海の形勢は古今に異なり三百年前に人を泣かしめたる義公家康公の行爲を其儘にして文明社會の今日に演ぜしめんとするは素より不通の談なれども羨んでは則ち憤り感じては則ち泣くの人情は昔も今も更らずして然かも一般の多數は情に脆くして折れ易きの常なるを知らば今の政治家たるものも及ばずながら兩豪傑の面影なりと幻に摸し得て頓ち人を泣かしめざるまでも責めては人をして羨ましめざるの手心みを肝要なれ我輩は敢て多を望むに非ず輕浮世の政治家をして餘りに世情に反するの行なからんみとを勸告するものなり

雜報

○巴里城の風雨

一月十四日、巴里に於て　野田正太郎

友と相携へて凱旋門に上れば空青く風和し、巴里繁華の光景恍乎として一目の下に集り無心のセーヌ河は淡く熱界を流れて洋々行く所を知らず長閑と云ふも愚かなる好天氣なりしが誰か知らん目に見えぬ疾風猛雨は今正に右往左往に此可愛郷を荒れ廻り已に半ダズンの内閣大臣を倒して尚飽くを知らず益々其兇暴を逞ふして止まざる政界の風雨時ならんとは、巴奈馬運河會社賄賂事件即ち是にして讀者は已に屢々其報を得て大抵の事情を明かにし居らるゝみとならんなれ共切れ〱の報にて兎角要領を得ざる點もあらんと存じ我輩は茲に一通り其初めより今日に至る迄の次第を記し最後に目下現在の形勢を述ぶ可し

抑此巴奈馬運河會社と申すは普佛戰爭後、千八百七十六年にゼネラル トル井バロン レクサク等が企て千八百七十九年に彼の蘇士堀割に有名なるフェルヂナンド レセップ氏が六千萬法を以て之を買取り新に巴里に本社を設けたるに始り氏の之を買取るや半は株券を以て支拂ひけるが當時十萬零二千百十六名の株主を得るまでには頗る苦心する所ありたりと云ふ爾來歳月早く移りて千八百八十五年頃に至り事業は多少捗らざるには非ざりしかども費用の意外に嵩みたるより殆んど進退に窮する場合と成り種々工夫を盡したる末、同年七月二十九日遂に會社の總會を開き其決議として富附の社債六億法を起すみとゝは爲り是即ち今の賄賂事件の源なり

國法に據るに富附社債を起すには是非共立法部即ち上下兩院の承諾を經ざる可からず而して此案を議院に提出せしめんが爲め先づ第一に政府に取入らざる可からざる次第なるが其邊も旨く運びたるものと見え終に時の工部卿バイヨー氏右の富案を下院に提出し下院は直に調査委員會に附したり實に千八百八十七年の頃なりき

此程老レセップ氏の子シャールドレセップ氏が控訴院にて陳述したる所に據れば此時工部卿バイヨー氏は一半は現拂ひ一半は同案通過後受取として百萬法の謝金を要求し遂に三十七萬五千法丈けは慥に渡したりと云ふ

然るに調査委員等の說兎角反對勝なりと云ひ會社の信用も此時業に既に地に落て富附社債の外爲す術も無き折柄とて老レセップ氏始め役員の苦心大方ならず政府議院は申すも愚か或は責白を新聞社會に撒じ或は各地方に遊說者を派する杯當時苦心經營の實況は筆紙に盡す限りに非ざる可く當路者自身と雖も顧ふて自ら驚くみとなる可し斯る奔走周旋の甲斐ありてか千八百八十八年例の富案は物の見事に上下兩院を經過し今や兩手を擧げて六億法の社債主を天下に招く場合とはなりぬ社債も程無く募り得たり

富案通過に付政府及議院と會社との間に立ち賄賂取次等に專ら關係したりと取糺さるゝ者三名あり第一はバロン レウナクにして本來獨逸人なるが古くより巴里の紳商なり、第二はコルチリウス ヘルクにして若かりし時米國に渡り醫を業とせしが在留中何か人知らぬ事にて莫大の金を得、其後オレ[illegible]にて名を成し遂に巴里官民の有力者と交際し佛國上等の勳章をさへ贈らるゝに至れり伊太利のタリスヒー氏とも入懇にして伊佛の間に立働きたる事もあるより獨逸人なりとの說もあり否獨逸の間諜なりしとの噂もありて時節柄巷說紛々たり去る十一月賄賂事件起るや英國倫敦に逃去りボルンマウスに潛り

しが此[illegible]
勝るとも劣ら[illegible]
可きか今回の[illegible]
件に付逃亡し[illegible]
を所持するア[illegible]
一層明白とな[illegible]
抔と云ふ者あ[illegible]
借も巴奈馬運河[illegible]
けれど賄賂及[illegible]
餘事内に[illegible]
外に非常の[illegible]
店の費用、土木[illegible]
事用の[illegible]
虚さを告げたる[illegible]
裁判所に於て無[illegible]
を受け資産は方[illegible]
事はんぬ
老レセップ氏は[illegible]
家にして氏の名[illegible]
もと云ふ可から[illegible]
る所頗る廣く[illegible]
此大難件の卵子[illegible]
態と嚴密の吟味[illegible]
破產宣告後三年[illegible]
れざる理由なけ[illegible]
告を受けたる[illegible]
千八百九十二年[illegible]
動あり株券負債[illegible]
に忍びずとて[illegible]
○ロンドンの[illegible]
然の態を[illegible]
の質問もありて[illegible]
臣リカルド氏は[illegible]
に對し[illegible]
り實に去る十[illegible]
なり
一城破れて又一[illegible]
一氏は同事件に[illegible]
議員あるを[illegible]
請求むたり時の[illegible]
下院より三十三[illegible]
聞えある急激[illegible]
吟味に着手した[illegible]
擧動に轉ずると[illegible]
りとの噂ある例[illegible]
產の風色漸く[illegible]
人バロン レウナ[illegible]
くを食はして[illegible]
然、死せるバロ[illegible]
の嫌疑を吹飛ば[illegible]

○會議所役員[illegible]

行集會所に於て[illegible]
[illegible]たるもの[illegible]
否は知るに由な[illegible]
れは會頭には[illegible]
氏等の内なるべ[illegible]
[illegible]佐久間貞一[illegible]

○山ノ手[illegible]時刻（新橋赤羽間）新橋發（赤羽行）午前八時十分、[illegible]十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發（新橋行）午前九時、二[illegible]五分、午後[illegible]二十分、三時十五分、七時十三分

○甲武[illegible]時刻（新宿八王子間）新宿發[illegible]午前六時五十五分、九[illegible]五分、午後零時五十二分、四時、七時●八王子發 午前五時二十四分、八時[illegible]四分、十一時二十四分、午後二時十九分、五時二十九分

○水戸[illegible]時刻（小山[illegible]）[illegible]

[illegible]五分、午後二時五分、五時三十分●上田發（下り）午前八時五十二分、午[illegible]時十七分、三時三十七分、七時二分○（上り）午前八時十六分、十一時二十分、午後三時一分、六時二十六分●長野發（下り）午前七時五分、十時[illegible]十分、午後一時四十五分、五時五分○（上り）午前九時四十七分、[illegible]十分、午後一時五十分、五時十五分●[illegible]（下り）午前七時十四分[illegible]十時三十四分、午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分○（上り）[illegible]午後一時五十九分、五時十九分●直江津發 午前七時[illegible]

（以上上野發）●[illegible]（下り）午前七時二十五分[illegible]十一時[illegible]（[illegible]）午後三時四十七分（[illegible]）十一時四十四分（[illegible]）○（上り）午前二時廿五分、六時四十分、十時二十分（以上上野[illegible]）午前二時三十八分（白[illegible]）●[illegible]（下り）午前二時四十分、六時四十分（以上[illegible]）[illegible]

[illegible]五十五分（[illegible]）○上野發[illegible]午前八時五十分、午後一時四十八分（白河[illegible]）午後三十五分（[illegible]）十一時四十八分、午後十[illegible]（下り）午前九時二十六分（白河[illegible]）三十五分（[illegible]）午前六時十分（[illegible]）